

土曜日授業の実施について

平成22年8月

葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会

はじめに

平成22年1月、東京都は、多くの区市において土曜日に何らかの教育活動が実施されている実態、さらには保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から、月2回を上限とする土曜授業を容認するとの通知を発出しました。

葛飾区ではこの通知を受けて、新学習指導要領の全面実施に合わせて、さらなる授業時数を確保し、確かな学力の向上や家庭・地域との連携を図ることを目的に、平成22年度は、年間5回～10回の範囲で土曜授業を試行として実施することとしました。また、平成23年度以降の本格実施に向けては、葛飾区土曜授業プロジェクト検討委員会を立ち上げて、実施方法の検討を行うことにしました。

この検討委員会では、土曜授業の試行の成果や課題等を整理した上で、土曜授業の本格的な実施方法を検討してまいりましたが、このたび、「土曜授業の実施について」として、この検討結果を報告書としてまとめました。

本検討委員会としては、この報告書をもとに、葛飾区内小中学校における土曜授業のスムーズな本格実施を推進され、学校教育の充実と児童・生徒の確かな学力の定着や豊かな心の育成に向けた葛飾区教育振興ビジョンの取組がさらに充実されることを期待しております。

目 次

はじめに

	ページ
1 本委員会設置の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 各校における土曜日授業試行の状況・・・・・・・・	2
3 土曜日授業試行における成果・・・・・・・・・・	3
4 土曜日授業に関する保護者・地域の声・・・・・・・・	5
5 土曜日授業本格実施に向けての課題と対応・・・・・・・・	5
6 土曜日授業の本格実施について・・・・・・・・・・	6

資料編

資料1：教育振興ビジョン（第2次） p 1 2

資料2：中教審答申20. 1. 17 p 4 6～4 7

資料3：学校週5日制の下での土曜日授業の活用について（通知）

資料4：小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）

資料5：土曜日における授業の実施に係る留意点について

資料6：小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（22. 2. 3）

資料7：葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会設置要綱

資料8：検討委員名簿及び検討委員会開催状況

1 本委員会設置の経緯

- 葛飾区は教育振興ビジョン（第2次）では、確かな学力の定着を具現化するために、授業時数と学習機会の確保を謳い、夏季休業日の短縮を継続するとともに、土曜日の活用や体験的な学習活動の長期休業期間への移行など検討を行うこととしている。

＜資料1：教育振興ビジョン（第2次）p12＞

- 土曜日の活用については、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善（答申）」（平成20年1月17日）にも、希望する子供たちを対象とした体験的な学習機会や補充・発展的学習等のための学習機会の提供が活発に行われることが重要であると示されている。また、平成18年度における国の調査では、10%を超える公立小・中学校において、土曜日に地域と連携しつつ、希望する子どもたちを対象に自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習機会の提供を行っている。

＜資料2：中教審答申20. 1. 17 p46～47＞

- 東京都は、学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間となることから、土曜日授業の活用について答申に示された集団宿泊活動、基礎学力向上や補充・発展的学習、運動会や学芸会、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民をゲストティーチャーとした授業などの例示を示しながら、土曜日授業の活用に関する通知を平成20年12月2日付で、区市町村教育長宛に発出した。

＜資料3：学校週5日制の下での土曜日授業の活用について（通知）＞

- さらに、東京都は、土曜日の家庭や学校の状況、平日の学校の状況及び新学習指導要領全面実施後の状況を背景とし、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を求める学校が多いことから、土曜日の授業を実施する際に配慮すべき基本的な考え方を、実施に係る留意点として、平成22年1月14日付で、区市町村教育長宛に通知した。このことにより、東京都の公立学校において、各月上旬を2回とした土曜日の授業を実施することが可能となった。この土曜日の授業を容認する通知は、マスコミでも大きく取り上げられ保護者・地域の関心も高くなっている。

＜資料4：小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）＞

＜資料5：土曜日における授業の実施に係る留意点について＞

- 葛飾区はこの都教委の通知を受け、小学校の新学習指導要領が完全実施となる、平成23年度を見据え、確かな学力の定着、ゆとりある授業時数の確保を進めるため、平成22年度は年間10回を上限として土曜日の授業を試行することとした。その試行実施に関しては、校長会との十分な協議を進め、保護者代表からの意見等も参考に決定した。

＜資料6：小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（22. 2. 3）＞

- さらに、葛飾区は今年度の試行実施を踏まえて、その成果や課題等を検討する組織を立ち上げ、月1回程度の土曜日授業の実施の検討を行うこととした。その組織として葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会を平成22年5月26日に設置した。

<資料7：葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会設置要綱>

<資料8：検討委員名簿及び検討委員会開催状況>

2 各校における土曜日授業試行の状況

平成22年2月3日付の通知（小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について）を受け、各学校は平成22年度4月から土曜日授業の試行を開始した。

①実施回数

試行は年間5～10回の範囲としたところ、5回の実施を計画した学校が最も多かった。本田小、川端小、本田中は学区域ブロックとして協議し、3校の共通理解の下、年間9回の実施を計画した。

	5回	6回	7回	8回	9回	平均
小学校(50校)	38校	9校	1校	0校	2校	5.3回
中学校(24校)	20校	1校	1校	1校	1校	5.4回

②実施状況

試行実施の決定が、各学校の次年度の計画がほぼ決定の時期となる2月となったため、各学校が年間計画を再検討しながら、地域行事等との調整を進めた計画となった。月ごとの実施状況は、2学期に集中する傾向が見られた。週ごとの実施状況は、第2週実施が最も多かったが、大きな差異は見られなかった。

月ごとの実施状況（校数は延べ数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	5校	16校	39校	14校	4校	29校	32校	46校	20校	36校	17校	11校
中学校	4校	10校	11校	11校	1校	24校	16校	20校	6校	12校	13校	6校
合計	9校	26校	50校	25校	5校	53校	48校	66校	26校	48校	30校	17校

週ごとの実施状況（校数は延べ数）

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
小学校	63校	61校	46校	67校	30校
中学校	22校	32校	42校	25校	13校
	85校	93校	88校	92校	43校

※松上小は4月27日（日）に実施しているが、ここでは第4週とした。

③実施内容

実施内容では、通常の授業公開に加え、道徳授業地区公開講座、セーフティ教室、学校行事、地域行事、新入生説明会など公開を基本として様々な取組が試行されている。

各学校では、地域公開を基本とし、地域人材、保護者、関係機関等を積極的に活用するなどの創意工夫が見られた。中には、自身の職業の専門性を生かした「お父さんの授業」、地域在住の作家を活用した「花の木寄席」、日本子ども文化学会員によるゲストティーチャー授業、専門家を招いての環境講演会等々ユニークな取組も試行されている。

小学校の主な実施内容の（ ）内は、実施延べ学校数

通常授業（66）、道徳授業地区公開講座（42）、セーフティ教室（27）、子どもまつり（17）、持久走大会（14）、学芸会（13）、音楽会（11）、縦割り活動（10）、6年生を送る会（9）

中学校の主な実施内容（ ）内は、実施延べ学校数

通常授業（32）、総合的な学習の時間（20）、定期考査（16）、道徳授業地区公開講座（15）、生徒総会（15）、新入生説明会（10）、（総合的な学習の時間には講演会、発表会を含む 生徒総会には立会演説会、役員選挙を含む）

3 土曜日授業試行における成果

1学期間の試行ではあるが、期待された成果や期待以上の成果が上がっている取組がある。

①小中学校共通

授業後の意見交換会への参加者が増えないことが長年の課題であった道徳授業地区公開講座では、保護者及び地域の方の参加が飛躍的な増加を示した。昨年1学期末は1131人に対して、今年度1学期末では1311人と増加し、1校当たりの約10人の増加がみられた。さらに参観保護者数も同時期比較で20%の増加を示した。

土曜日授業とセーフティ教室を組み合わせることによって、保護者、特に父親の参加が増え、防犯、薬物乱用等に対して家庭との連携が深まった。

青戸小学校、新小岩中学校では周年行事を土曜日授業に設定したことにより、授業時数の確保が円滑に行える。

これまでは、行事や総合的な学習の時間等が週時程の編成において、課題となることがあったが、それらの時間を土曜日に設定することで、月曜から金曜までの時間割編成にゆとりができた。本田中学校では、年9回の土曜日授業に総合的な学習の時間の外部

人材講演会、調べ学習、発表会と計画的に実施し、総合的な学習の時間の深まりと月曜から金曜までに教科指導を効果的に編成することができた。

授業の合間をぬって、PTA運営委員会等のPTA行事を並行したり、土曜日授業に連続する形式で保護者会や宿泊行事説明会を実施したりして学校では、その参加率が大きく伸びている。特に父親の参加が伸びている。立石中学校では、1年生の保護者会の参加率が90%を超えたクラスもあった。

②小学校

縦割り班活動、子どもまつり等を土曜日授業に設定することで、月曜から金曜までの時間割編成、体育館や特別教室割り振りにゆとりができた。水元小学校では、総合的な学習の時間、特別活動として、6年生が自主的に企画運営する縦割り活動「遊び広場」に取組み、異年齢交流、新設された特別支援学級の児童との交流を深めた。この取組を通して6年生に大きな成長が見られた。

土曜日に多くの保護者特に父親が参観、参加することによって、児童に適度な緊張感や学習に取り組む意欲が見られるようになった。白鳥小学校では、運動会の縦割り練習を公開したことにより、子供の意欲が高まり、家庭の応援も高まったことから、運動会当日は大変な盛り上がりを見せた。

土曜日授業では、平日に比べ地域人材はじめ外部人材の活用も円滑に行えることから、学校と地域が連携した授業が実践できた。高砂小学校では、国語の教材にある落語を、実際に落語家を招いて演じてもらうなど子供の興味関心を高める取組を実践した。

③中学校

生徒総会、生徒会役員選挙、立会演説会などの生徒会活動を土曜日授業に設定することで、週時程の編成にゆとりができた。さらに、活動を保護者・地域に公開することで、適度な緊張感から生徒の参加態度に向上が見られ、学校教育に対する信頼が高まった。

新入生説明会を土曜日授業に設定することで、小学6年生の子供をもつ保護者の参加が得られやすくなり、学校の諸準備にもゆとりが生じた。

土曜日授業の午後に「親父の会」やPTAとのスポーツ大会や懇親会を設定したことにより、教員も関係者も参加しやすくなり、昨年度より盛り上がりを見せた。

中間考査や期末考査を土曜日授業に設定することで、週時程にゆとりができるとともに、授業時数の確保、採点業務等が円滑に進められた。

夜間学級では、水泳教室を土曜日授業に設定し、外国等でこれまで水泳指導を体験したことの無い生徒にとって貴重な体験学習の機会となった。

地域人材等を活用した進路指導（面接練習や職業人の話を聞く会等）を土曜日授業に設定したことによって、週時程にゆとりが生じるとともに、地域人材も参加・協力しやすくなった。

4 土曜日授業に関する保護者・地域の声

土曜日授業の試行実施及び次年度実施について、小・中学校PTA連合会において複数回の説明、質疑、意見聴取を実施した。さらに青少年委員定例会において、趣旨説明、質疑応答、意見聴取を行った。

その実施に対して、保護者・地域からは肯定的評価、積極的推進要望が多く、否定的な意見についてはほとんどなかった。

質問としては、土曜日授業実施の趣旨や内容、夏季休業日短縮や夏季学習教室との関係などが多く寄せられた。

意見・要望としては、区としての統一的実施、学力向上に対する積極的な取組、月1回ではなく複数回の実施等が寄せられた。

5 土曜日授業本格実施に向けての課題と対応

試行を通して、様々な課題が明らかになった。それぞれの課題については、関係部署と調整を図ることで対応を図ってきた。以下にその内容を記す。

①地域行事等との調整

地域やPTA行事、区の事業、部活動の大会、学校開放等が土曜日に実施されていることから、関係部署との連絡調整等の対応が求められた。

これについては、関係部署と調整を行い、地域やPTA行事、区の事業、部活動の大会、学校開放については、全校統一的に実施し、前年度の8月中に次年度の土曜授業日程が決定するようであれば、調整は可能であるとの回答を関係部署から得た。

②学校教職員の勤務条件について

学校で働く教職員には、教員、事務、用務主事、非常勤職員等、様々な教職員がおり、それぞれ勤務の振替制度が異なるので、それへの対応が求められる。

このことについては、現行の制度に応じた対応となるので、教職員の労務関係一覧表の内容を理解した上で、各学校の判断で適切に対応していく。

③児童・生徒の安全確保について

登下校中の児童・生徒の安全確保への対応が求められた。

このことについては、シルバー人材センターからの人材を確保し、土曜日授業の実施日に学校に派遣する。

④3季休業日における勤務の振替を設定する日の確保について

教員は、長期休業日に、宿泊行事、夏季学習教室、部活動、研修の予定が詰まっているため振休を取りづらくその対応が求められた。

このことについては、夏季学習教室の実施方法の見直しを図ったり教員研修の実施回数や実施時期の見直しを行ったりすることで勤務の振替が行い易いようにする。

⑤平日の週あたりの授業コマ数について

土曜日に授業を行うことで、月曜日から金曜日までの授業コマ数を1時間減らすことにより、ゆとりある充実した教育活動を行えるという要望が出された。

このことについては、標準時数と週の授業コマ数との関係について、東京都教育委員会を通して文部科学省に確認し、標準時数が足りているのであれば週の授業コマ数を1時間減らすことは区の判断で可能であるとの回答を得た。

6 土曜日授業の本格実施について

保護者・地域からの声も参考に、検討委員会における検討を進めた結果、葛飾区における土曜日授業の実施について、以下の内容で実施する方向性を示すに至った。

①実施目的

教育振興ビジョン（第2次）にある、確かな学力の定着を具現化するために、授業時数と学習機会の確保を進める土曜日を活用した授業を実施する。実施する土曜日は「葛飾教育の日」と位置付け、家庭・地域との連携を深める。

（平成23年度「葛飾教育の日」実施要綱（案）については、別紙の通り）

②実施方針

- ・原則として月1回の実施とする。
- ・実施日は区内統一とし、前年度に決定する。
- ・半日を単位とする。
- ・教育課程に位置付ける。
- ・児童・生徒の振替は行わない。
- ・原則地域への公開とする。
- ・毎年8月中に町会、PTA等関係団体に周知する。

③実施内容（実施例）

- ・確かな学力の定着を図る授業
- ・道徳授業地区公開講座
- ・セーフティ教室
- ・保護者、地域住民等をゲストティーチャーとして招いての授業
- ・学習発表会

平成23年度「葛飾教育の日」実施要綱(案)

平成22年 月 日
22葛教指第 号
教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 新学習指導要領の実施にあたり、教育振興ビジョン(第2次)に掲げる授業時数の確保を行い、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、もって葛飾区の教育の充実を図るため「葛飾教育の日」を定めるものである。

(葛飾教育の日)

第2条 平成23年度の「葛飾教育の日」は、原則として、月に1回土曜日を充て、別表に掲げる日とする。

(実施内容)

第3条 「葛飾教育の日」に行う授業(以下「土曜日授業」という。)は、半日の単位を基本とする。

2 土曜日授業は、地域への公開を前提に、葛飾区において統一的に実施する。

3 葛飾区立の小学校及び中学校は、土曜日授業を教育課程に位置付けて実施する。その際、児童及び生徒の休業日の振替を行わないものとする。

4 「葛飾教育の日」には、家庭、地域との連携を深めるほか、家庭教育の充実を図るよう創意工夫するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、「葛飾教育の日」に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

1学期	4月16日	5月14日	6月11日	7月 9日
2学期	9月10日	10月15日	11月12日	12月10日
3学期	1月14日	2月18日	3月10日	

(3) 授業時数と学習機会の確保

これまで、各学校では、放課後の補習学習、夏季休業日の学習教室*における補充的・発展的な学習、「葛飾学習チャレンジ教室」による各種検定試験に向けた受検準備など、学習機会の確保に努めてまいりました。しかしながら、学校ごとの取組にばらつきがあるなど、学習機会の確保が必ずしも十分ではない学校も見受けられます。

さらに、本区では、平成17年度から中学校において、平成18年度からは小学校において、夏季休業日を1週間短縮して授業時数の確保に努めてきました。新しい学習指導要領では、理解しにくい内容について確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用した探究型の学習活動を充実するために、標準授業時数を現行よりも増加させております。

こうした状況を踏まえて学習時間を確保し、学力をより一層向上させていくためには、これまで以上に、授業時数の確保や学習機会の拡大を図っていく必要があります。

- 授業時数を確保するために、これまで実施してきた夏季休業日の短縮を引き続き行うとともに、1週当たりの授業コマ数の増加や土曜日の活用、体験的な学習活動の長期休業期間への移行などについて検討していきます。
- 引き続き、放課後の補習教室や夏季休業日の学習教室、学習チャレンジ教室の充実に取り組み、学習機会を確保していきます。
- 各種検定受検というわかりやすい目標を立てて、学習意欲を高めるための取組として、引き続き、小学校卒業時に数学検定6級、漢字検定5級のいずれかを、中学校卒業時に英語検定3級、数学検定3級、漢字検定3級のいずれかを合格した者が半数以上になるように取り組んでいきます。
- 学習機会を充実するための取組にあたっては、学習塾講師の活用について検討していきます。

中央教育審議会答申（H20. 1. 17）（抜粋）

（3） 学校週5日制の下での土曜日の活用

- 小・中・高等学校に共通する教育課程の枠組みとして学校週5日制の下での土曜日の活用についての検討状況は以下のとおりである。
- 学校週5日制は、学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念のもと、社会全体の週休2日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムである。また、国際的にもほとんどの国々で学校週5日制が導入されており、これを維持することが適当である。
- 文部科学省の調査では、10%を超える公立小・中学校において、土曜日に、地域等と連携しつつ、希望する子どもたちを対象に自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習機会の提供を行っている。また、中学校では基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習機会の提供を行っているところもある。

さらに、公立高等学校では、普通科、専門学科及び総合学科ともに、50%程度の学校で、進学や資格取得のための学習の機会の提供が、10%程度の学校で自然体験などの体験的な学習の機会の提供がなされている。

他方、10.（1）のとおり、平成19年度から「放課後子どもプラン」事業が始まり、土曜日も含む放課後の学習や体験の場の整備が進んでいる。内閣府の調査でも、近所のお祭りや児童館・公民館の講座や教室など地元の活動への子どもの参加率は上昇している。

学校週5日制の下、このような取組がますます活発に行われることが重要である。また、地域全体で学校教育を支援するための学校と地域との連携体制の構築を図ることも必要である。

- なお、子どもたちが、自ら課題を見だし、課題解決的に考えたり、探究したりすることや体験的な学習活動などは、そのすべてを学校教育のみが担うのではなく、地域の教育力との連携・協力を重視してこそ高い教育効果を期待することができる。

現在でも、学校においては、地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、運動会や学校公開などの行事を土曜日等を授業日により実施している。これと同様に、地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる。

写

20教指企第736号

平成20年12月2日

各市区町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

大 原 正 行

(公印省略)

学校週5日制の下での土曜日の活用について (通知)

このことについて、学校週5日制は、学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、社会全体の週休2日制の導入とともに、長い時間をかけて段階的に導入された社会システムです。

土曜日の活用に当たっては、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(平成20年1月17日)にも、希望する子供たちを対象とした体験的な学習機会や補充・発展的学習等のための学習機会の提供が活発に行われることが重要であることが示されております。

来年度から学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間となりますが、各市区町村教育委員会におかれましては、土曜日の活用について下記の例示を参考として、管下の学校(園)において学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されますよう、御指導の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 希望する子供たちを対象に自然体験などの集団宿泊活動や文化、スポーツなどの体験的な学習機会を提供する。
- 2 希望する子供たちを対象に基礎学力向上や補充・発展的学習等のための学習機会を提供する。
- 3 地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、運動会や学芸会などの学校行事を設定する。
- 4 地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、授業公開日などを設定する。
- 5 地域や保護者に開かれた学校づくりなどの観点から、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての、むかしあそび(生活科)、地域の昔調べ(社会科)、課題解決型の学習や探究活動、体験活動(総合的な学習の時間)の授業などを設定する。

担当 指導部 主任指導主事 赤堀 博行
 同 指導企画課 統括指導主事 川上 智
 同 指導主事 青海 正

電 話 (03) 5320-6869



各市区町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

大 原 正 行

(公印省略)

小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について (通知)

学校週5日制の下での土曜日の活用については、別添写しのとおり、平成20年12月2日付20教指企第736号により通知したところです。

各学校においては、学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されているところですが、特に、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を求める学校が多いことから、今般、このことを行うに当たって配慮すべき基本的な考え方等をまとめました。

つきましては、各市区町村教育委員会におかれましては、下記の点に御留意の上、御指導のほどよろしくお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

新学習指導要領の全面実施に向け、確かな学力の向上や家庭・地域との連携・協力が一層求められている中、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を希望する学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとする。

なお、実施に当たっては、校内の指導体制を確立するとともに、域内の保護者及び地域住民等に対して趣旨説明を行うなど、十分な理解を得ることを前提とする。

2 内 容

- (1) 確かな学力の定着を図る授業の公開
- (2) 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室
- (3) 保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業

3 回 数

土曜日における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月2回を上限とする。

4 週休日の変更等

実施に当たっては、条例等に基づき、週休日の変更等を行うこととする。

〔担 当〕

教育庁指導部主任指導主事 儘 田 文 雄

指導部指導企画課統括指導主事 平 井 邦 明

指導部指導企画課指導主事 堀 内 祐 子

電 話 03-5320-6836

ファクシ 03-5388-1733

土曜日における授業の実施に係る留意点について

1 学校週5日制の実施

- 平成 4 年 9 月 月 1 回の実施（毎月第 2 土曜日が休業日）
- 平成 7 年 4 月 月 2 回の実施（毎月第 2、第 4 土曜日が休業日）
- 平成 14 年 4 月 完全実施（毎月すべての土曜日が休業日）

<学校週5日制の趣旨>

完全学校週5日制は、幼児、児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむものである。

各教育委員会及び学校は、この趣旨の実現に向けた取組を一層充実すること。

平成 14 年 3 月 4 日 文部科学事務次官通達

2 土曜日における授業の実施が求められる背景

◆ 学校週5日制実施後の状況

- 1 土曜日の家庭の状況
 - ・ 学校週5日制については、これまでおおむね順調に実施されているが、家庭や地域の教育力が必ずしも十分ではない地域等においては、無目的に過ごしたり、生活のリズムを乱したりする子供への対応が必要
- 2 土曜日等の学校の状況
 - ・ 現在、補習等のために多くの教員が土曜日に出勤
 - ・ 週時程が過密で平日に補習等を実施できないことから、土曜日に行う学校が増えているが、指導を要する児童・生徒全員を対象とすることが困難
 - ・ 十分な授業時数を確保することが困難なことから、長期休業日の短縮を実施する学校も毎年増加
- 3 平日の学校の状況
 - ・ 週時程が過密なため、児童・生徒会活動や学校行事のための準備、教育相談などの教育活動を行う時間の確保が困難

◆ 新教育課程実施後の状況

- ・ 新学習指導要領の全面実施に伴い、授業時数が増加し、これまで以上に過密な週時程を余儀なくされ、児童・生徒及び教員の負担が増大
- ・ 週時程がさらに過密となり、教育相談や学校行事のための準備、児童・生徒会活動のための時間の確保が困難

3 都教育委員会の基本的な考え方

- ◆ 学校・家庭・地域社会の相互の連携が必ずしも十分ではないという問題、土曜日の子供の過ごし方にかかわる問題、授業時数の確保や過密な週時程などの問題は、このまま放置しておくことはできず、早急に解決しなければならぬ課題であること。
- ◆ 土曜日における授業の実施については、都教育委員会や区市町村教育長、小・中学校長、保護者などからも求められているものであること。
- ◆ 教育行政を担う立場の責任として、新教育課程が完全に実施される前に、学校の教育活動が混乱することのないよう、様々な条件整備を図る必要があること。
- ◆ 都教育委員会では、既に、平成 20 年度に、「学校週5日制の下での土曜日の活用について（通知）」を发出し、土曜日における授業の実施を求めている区市町村に対して、その円滑な実施ができるよう、土曜日の授業の実施に係る基本的な考え方や留意点を周知していくこと。

4 土曜日における授業の実施に係る留意点

- ◆ 土曜日における授業は、すべての学校で一律に実施するものではなく、必要とする区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により実施する。
- ◆ 土曜日における授業を実施する場合には、学校・家庭・地域との連携を図る視点を明確にし、保護者や地域の理解が得られるようにする。
- ◆ 実施に当たっては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施する。

5 通知文の骨子

- ◆ 表 題 「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）」
- ◆ 基本的な考え方

新学習指導要領の全面実施に向け、確かな学力の向上や家庭・地域との連携・協力が一層求められている中、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を希望する学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとする。

なお、実施に当たっては、校内の指導体制を確立するとともに、城内の保護者及び地域住民等に対して趣旨説明を行うなど、十分な理解を得ることを前提とする。
- ◆ 内 容
 - ・ 確かな学力の定着を図る授業の公開
 - ・ 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室
 - ・ 保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業
- ◆ 回 数

土曜日における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月 2 回を上限とする。

週休日の変更等
実施に当たっては、条例等に基づき、週休日の変更等を行うこととする。

21葛教指第2135号
平成22年 2月 3日

学校長 殿

葛飾区教育委員会教育長
山 崎 喜 久 雄

小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について

このことについて、東京都教育委員会教育長より、平成22年1月14日付け、21教指企第1001号（別添写し）により通知がありました。

各学校におかれましては、下記の点にご留意の上、土曜日の活用について学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 本区の基本的な考え方

教育振興ビジョン（第2次）における「確かな学力の定着」の柱の中の「授業時数と学習機会の確保」に基づき、これまで実施してきた夏季休業日の短縮を引き続き行うとともに、新学習指導要領の全面実施に向けて授業時数を確保し、確かな学力の向上や家庭・地域との連携を図るなど、充実した教育活動を推進するため、土曜日を活用した授業を実施する。

2 実施概要

- (1) 平成22年度は、試行期間とする。実施回数は年間10回を上限とし、少なくとも年間5回は試行できるように計画する。
- (2) 実施に当たっては、半日の単位を基本とする。
- (3) 平成22年度の試行実施を踏まえて、その成果や課題等を検討する組織を立ち上げ、月1回程度の土曜日授業の実施に向けた検証を行う。

3 実施上の留意点

- (1) 各学校は、土曜日に実施する授業を教育課程に位置付けて実施する。その際、児童・生徒の休業日の振替を行わないこととする。
- (2) 教員等は、条例等に基づき、週休日の変更等を行うこととする。
- (3) 土曜日の授業の実施に当たっては、家庭・地域との連携を深めたり、家庭教育の充実を図ったりするように創意工夫する。
- (4) 土曜日の授業は、原則として家庭・地域に公開する。

担当 統括指導主事 江田真朗
電話 5654-8471

葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会設置要綱

22葛教指第461号

平成22年5月10日

教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区が今後目指していく土曜日授業の実施に向けて、成果、課題及び今後の方向性、その他必要な事項を検討するため、葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

(1) 土曜日授業の試行を踏まえた成果、課題及び今後の方向性に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、土曜日授業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、教育次長とし、会務を総括する。

4 副委員長は、教育振興担当部長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育振興担当部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

別表(第3条関係)

小学校校長会代表 2名

中学校校長会代表 2名

小学校副校長会代表 1名

中学校副校長会代表 1名

教育次長の職にある者

教育振興担当部長の職にある者

指導室長の職にある者

庶務課長の職にある者

学務課長の職にある者

地域教育課長の職にある者

検討委員名簿及び検討委員会開催状況

1 葛飾区土曜日授業プロジェクト検討委員会 名簿

	職 名	氏 名
委員長	教育次長	内山 利之
副委員長	教育振興担当部長	吉田 義仁
委員	本田小学校長	筒井 厚博
委員	亀青小学校長	稲村 勝成
委員	常盤中学校長	糟谷 成美
委員	上平井中学校長	殿村 靖廣
委員	原田小学校副校長	子安 公子
委員	中川中学校副校長	野本 浩作
委員	指導室長	平沢 安正
委員	庶務課長	駒井 正美
委員	学務課長	土肥 直人
委員	地域教育課長	今關 総一郎
事務局	統括指導主事	江田 真朗
事務局	指導主事	石井 薫

2 土曜日授業プロジェクト検討委員会開催状況

- ①第1回(平成22年5月26日開催)
 - ・平成22年度土曜日授業の実施状況について
 - ・検討事項の確認
- ②第2回(平成22年6月29日開催)
 - ・平成23年度土曜日授業実施計画(案)について
- ③第3回(平成22年7月21日開催)
 - ・平成23年度土曜日授業実施計画(案)について
- ④第4回(平成22年8月2日開催)
 - ・報告書(案)について
- ⑤第5回(平成22年8月26日開催)
 - ・報告書(案)について